

開発と風致保全を統合する都市景観形成と 計画思想に関する歴史的研究

代表： 谷川 陸（京都大学 地球環境学堂 助教）

〔研究報告要旨〕

都市形成に係る多様な開発行為を総合的かつ一体的にマネジメントする制度として、戦前期には各都市で風致地区制度が運用され、戦後の景観保全施策の基盤となった。しかしながら、実際の制度運用や指導・協議の内実に至るまではこれまで明らかにされておらず、個別の開発許可事例の体系化によってその有効性を評価することが求められる。本研究では、積極的な景観保全施策が展開されてきた歴史都市を対象に、個別の開発許可事例の体系化からデザイン指導・協議の実態を明らかにし、開発と風致保全の両立を目指す景観整備手法の歴史的展開を明らかにした。具体的には、風致地区制度以前の都市基盤施設の整備や緑地形成、風致地区制度に基づく建造物等の和風デザイン指導・協議、まちなみ景観保全の計画思想と保全・整備手法、について明らかにした。

風致地区制度導入以前から、京都府では、北部を中心に市街地の形成の計画が立てられ、公園緑地や河川、住宅地、道路等の一体整備が図られたことが明らかになった。また、その実現においては、現代の官民連携手法の先駆けともいえるような民間参画の方法が取られたことや、神社や水利、眺望といった既存の風致を最大限に活用した計画が立てられ、後の風致地区指定の基礎となったことを明らかにした。

風致地区制度の導入後は、第三者機関である風致委員会が設置され、国と府市との協議体制が構築されたこと、また、風致地区制度に基づく指導・協議プロセスによって、治水と風致を両立するような設計変更が行われたことを明らかにした。戦後の農業水利整備においても風致の考え方が継承され、水辺の視点場からみた眺望や水辺への近接性が保たれるような指導が行われていたことを示した。

歴史的まちなみの整備について、奈良町では景観形成地区内での自主条例に基づき、行政担当者の和風デザイン指導によって、伝統的な町並みに調和する建築物が創出され、町並みの連続性の保全が図られたことを示した。地区内の建築物群の評価とデザイン指導の効果検証については今後の課題とする。

以上のように、歴史的には非常に重要なデザイン指導・協議の実態を解明した。